

事業名	外国人就労対策事業費	財務コード (事業)	218002
-----	------------	---------------	--------

細事業名	外国人何でも相談会開催費
------	--------------

担当部課室	産業労働 部 労政雇用 課 労政 担当 (内線)	4807
-------	--------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 H5 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 県内在住外国人	その対象をどのような状態にして 就労により生じる諸問題の相談機会が確保されている	結果、何に結びつけるのか 良好な就労関係の確保
	事業の概要 ・外国人何でも相談会の開催 山梨県弁護士会と山梨県国際交流協会との合同で毎年1回開催する。 【H24年度】 11月4日開催 相談件数3件(4名)		
事業の内容 主に 24年度			
根拠法令等	外国人何でも相談会開催要領		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 相談会の広報活動 (チラシ配付部数)	880部	1,400部	1,390部	1,500部		活動指標 目標設定の考え方 H24年度はH23年度実績より約500部増とした。H25年度については、H24年度目標より100部増とした。 データの出典等 活動実績
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	99.3 %				
成果指標 相談件数	3件	7件	3件	7件		成果指標 目標設定の考え方 H24年度は過去3年間の実績平均とし、H25年度については、H24年度と同一目標値とする データの出典等 予算見積書、活動実績
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	42.9 %				
決算額、予算額 (千円) うち一財額	60		60	60		成果指標によらない成果 弁護士等による専門的な指導助言により、相談者が抱える問題解決の糸口につながった。
所要時間(直接分)	46 時間		46 時間	46 時間	時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	時間	
所要時間計	46 時間		46 時間	46 時間	時間	
人件費コスト単位:千円 (@2,050円×所要時間)	94		94	94		

これまでの事業の見直し・改善状況

相談者数の減少により、H24年度からはチラシの配付先や発行部数を増加するなどの改善を実施した。

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること
c	c	相談件数は平成21年度に17件であった以降は、3件ずつで推移しており近年は低迷傾向である。そのため、平成24年度はチラシ配付先の見直しにより、配付先及び部数を増やしたところであるが、相談件数は増えず、意図した成果は十分でない。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	外国人労働者向けの相談は、現在、甲府労働基準監督署で週2日定期的を実施している。また、県においても、中小企業労働相談所で外国人を含む労働相談を毎日行っている。さらに、労働相談を含む生活全般を対象とした相談は、国際交流協会で月2日実施しているのをはじめ、4市が行っている。このように、関係機関における相談機会が充実してきていることから、本事業は廃止とする。なお、県においては、中小企業労働相談所において引き続き外国人の労働相談に対応していく。	f

・「以外の判断項目」の欄
 必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
 (g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
廃止	本事業は、相談実績が低調であること、他機関等における相談機能が充実していることから役割を終えたものと判断し、平成25年度をもって廃止する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。